

八女筑後看護専門学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、保健師助産師看護師法（法律203号及び学校教育法）に基づき、必要な知識及び技術を教授し、保健医療福祉チームの一員として社会に貢献できる看護師及び准看護師を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、八女筑後看護専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は福岡県八女市本村656番地の1に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員並びに学年学期及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は下記のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員	備 考
看護専門課程	看護科	2 年	4 0	8 0	
看護高等課程	准看護科	2 年	4 0	8 0	

(在学年限)

第5条 学生は、4年を超えて在学することはできない。

(学年及び学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は次のとおりとする。ただし、学校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更し又は臨時に学習を課することができる。

- 1) 土曜日、日曜日
- 2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3) 学校創立記念日（4月15日）
- 4) 季節休業
夏期休業…………… 3 週間
冬期休業…………… 2 週間
春期休業…………… 2 週間

第3章 教育課程、単位数及び授業時間数、履修方法等

(教育課程、単位数及び授業時間数)

第8条 本校の教育課程、単位数及び授業時間数等は、看護科は「別表1」、准看護科は「別表2」のとおりとする。

2 学生は前項に規定する教育課程、単位数及び授業時間数を履修しなければならない。

第9条 看護科の1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習（臨地実習含む）及び実技については30時間から45時間とする。

(単位認定)

第10条 看護科においては所定の科目を受講し、その科目の評価に合格した者は、所定の単位を取得することができる。

2 単位の認定は、学校長が運営会議の議を経て行う。

(成績評価、履修認定及び履修方法)

第11条 授業科目の成績評価は、学科試験及び臨地実習並びに履修状況等を総合的に勘案して行う。

2 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

3 成績評価、履修認定及び履修方法については、別に定める。

(入学前の既修得科目等の履修認定)

第12条 本校に入学した者で、入学前の既修得科目の履修認定を希望する者は、所定の手続きにより学校長に届け出て、学校運営会議において履修を認定する。

1) 看護科

ア 認定する単位数は、総取得単位数の2分の1を越えない範囲とし、放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、及び言語聴覚士の資格に係る学校において修得したもので、本校の教育内容に相当すると判断された場合とする。

イ 社会福祉士及び介護福祉士の資格に係る学校において修得した単位は、基礎分野または「人間と社会」の領域に限り、本校の教育内容に相当すると認められる場合には基礎分野の履修に替えることができる。

2) 准看護科

社会福祉士・介護福祉士課程において履修した科目は、基礎分野の領域に限り、本校の教育内容に相当すると認められる場合には、基礎分野の履修に替えることができる。

(始業及び終業)

第13条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

1) 授業時間

課 程	学 科	昼夜別	始業時刻	終業時刻	曜 日
看護専門課程	看護科	昼間	9時10分	16時30分	月～金
看護高等課程	准看護科	昼間	9時10分	16時30分	月～金

2) 臨地実習時間

課 程	学 科	昼夜別	始業時刻	終業時刻	曜 日
看護専門課程	看護科	昼間	8時30分	16時15分	月～金
看護高等課程	准看護科	昼間	8時30分	15時30分	月～金

第4章 入学、転入学、転学、休学、復学、退学並びに進級及び卒業

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は次のとおりとする。

1) 看護科

ア 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師。

イ 高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者（学校教育法第90条の規定に該当するもの）で、准看護師の免許を有する者。

2) 准看護科

ア 中学校を卒業した者、又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者（学校教育法第57条の規定に該当するもの）。

イ 外国において学校教育における9年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者。

(入学時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学手続及び入学許可)

第16条 本校の入学手続は次のとおりとする。

1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書及び必要書類に第32条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出願しなければならない。

2) 前号の手続を修了した者に対して、別に定める規定により選考し、入学者を決定する。

3) 前号の選考により合格した者は、所定の期日までに、定められた書類に入学金を添えて手続きをとらなければならない。

4) 学校長は、入学手続きを終えた者に入学を許可する。

5) 学校長は、看護科においては入学を許可しても入学時までには准看護師免許証の確認ができない者は、入学を取り消す。

(保護者等)

第17条 入学を許可された者は、学校で定めた誓約書により、保護者等の連署を得て提出しなければならない。

2 保護者等は独立の生計を営む成年者であり、学生の在学中における行為について学則等の諸規則を遵守するよう学生を指導・監督する責任を負わなければならない。

- 3 保護者等を変更する場合、又は保護者等の住所等変更があった場合は、直ちにその旨を届け、所定の誓約書を提出しなければならない。

(転入学)

第18条 本校に同種の養成機関から転入学を希望する者は、別に定める書類を1月末までに学校長に提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の転入学の手続をした者については、学年に欠員があり、かつ前校における教育の状況が本校と同等以上である場合に限り選考のうえ許可することがある。
ただし、転入学の時期は学年の始めとする。

(転学)

第19条 在学中に他の学校養成所等に転学を希望するときは、定められた転学願を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(欠席)

第20条 学生が病気その他やむを得ない事由により欠席しようとするときは、あらかじめ欠席届を提出しなければならない。急病その他特別の事情のためあらかじめ欠席届が出せないときは、直ちにその旨を報告し、登校後速やかに欠席届を提出しなければならない。ただし、病気のため継続して10日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(出席停止)

第21条 学校長は、学生が感染症等にかかりまたその恐れがあるとき、その他必要があると認めたときは、その学生に対し出席停止を命ずることができる。

(休学)

第22条 病気その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、その理由を付し定められた休学願を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学期間は1年間以内とする。ただし学校長が特に必要と認めたときは、さらに1年以内に限り許可することができる。
3 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第23条 前条により休学した者が復学しようとするときは、復学する1ヶ月前までに定められた復学願を学校長に提出して、その許可を受けなければならない。

ただし、休学の事由が病気であったときは、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第24条 病気その他の事由により退学しようとする者は、定められた退学願を学校長に提出してその許可を受けなければならない。

- 2 学校長は、次の各号に該当する者について退学を命ずることができる。

- 1) 第5条に規定する在学年限を超した者
- 2) 正当な理由がなく授業料を納入しない者
- 3) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者
- 4) 法令等の違反や学校の秩序を乱す行為等、本校の学生としてふさわしくないと認められる者

(看護科の卒業)

第25条 看護科の卒業の認定は、学則第10条、第11条の認定に基づき、学校長が運営会議の議を経て行い、学則第8条の「別表1」に定める卒業に必要な単位を取得した者について行う。

2 卒業を認定された者には、卒業証書の授与にあわせて、専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

(准看護科の進級及び卒業)

第26条 准看護科の各学年の進級又は卒業の認定は、第11条の認定に基づき学校長が運営会議の議を経て認定する。

2 各学年において欠席日数が、出席すべき日数の3分の1を超える者は進級又は卒業させることはできない。

3 卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

第5章 職員組織

(職員)

第27条 本校に次の職員を置く。

1) 学 校 長 1 名

2) 副学校長 1 名

3) 教 員

区 分		看護科	准看護科	合 計
専任教員		7 名以上	5 名以上	1 2 名以上
内 訳	教務主任	1 名	1 名	2 名
	実習調整者	1 名	1 名	2 名
	その他	5 名以上	3 名以上	8 名以上
非常勤講師 (実習指導教員含む)		3 0 名以上	3 0 名以上	6 0 名以上

4) 事務職員

事務長 1 名

事務次長 1 名

事務職員 2 名以上

5) 健康管理医 1 名以上

2 前項の他、暫時に必要な職員を配置する。

3 職員の所掌事務は、別に定める。

第6章 運 営

(会議・委員会)

第28条 学校の円滑な運営を図るため、次の会議・委員会を設ける。

- 1) 運営会議
 - 2) 教務会議
 - 3) 講師会議
 - 4) 実習施設会議・実習指導者会議
 - 5) 入学試験会議
 - 6) 学校評価委員会
- 2 会議・委員会について、必要な事項は別に定める。
- 3 学校長は必要に応じて、他の会議・委員会を設置することができる。

(自己点検・自己評価)

第29条 本校の教育目的及び社会的使命を達成するために、また、本校の教育水準の向上を図るため、教育活動等の状況について自ら点検、評価を行うものとする。

- 2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第7章 図書管理

(図書管理)

第30条 図書管理については、別に定める。

第8章 健康管理

(健康管理)

第31条 学校長は、学生の健康を保持するため1年に1回健康診断を実施する。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 入学検定料、入学金、授業料等

(入学検定料、入学金、授業料等)

第32条 本校の入学検定料、入学金、授業料等の金額及び納入期限については、別に定める。

(授業料等の納入)

第33条 授業料等は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 既に納付した納付金は、返還しない。ただし、学校長が認めた場合は、この限りでない。

第10章 賞 罰

(表彰)

第34条 学校長は、学業成績・素行ともにすぐれ、他の学生の模範となる者を表彰することができる。

2 表彰に関し、必要な事項は表彰規定に定める。

(懲戒)

第35条 学校長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し会議を経て、訓戒・停学又は退学を命ずることができる。

2 次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 1) 素行不良で改悛の見込みがないと認められる者
- 2) 無断欠席が続く者
- 3) 学納金を滞納した者
- 4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為をした者
- 5) 法令等の違反や罰金以上の刑に処せられた者

第11章 雑 則

第36条 この学則のほかに、学校管理に必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

この学則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

看護科「別表1」

基礎分野				専門基礎分野							
教育内容		時間数	1 年次	2 年次	教育内容		時間数	1 年次	2 年次		
基礎分野	科学的思考の基盤	統計学	1(15)	0	1(15)	基礎看護学	看護の原点	1(15)	1(15)	0	
		医療と情報	1(30)	1(30)	0		看護過程の展開	1(30)	1(30)	0	
		健康と運動	1(30)	1(30)	0		身体の中の声を聴く技術	1(30)	1(30)	0	
		論理的思考	1(15)	1(15)	0		生命維持を助ける技術Ⅰ	1(30)	1(30)	0	
	人間と生活・社会の関わり	教育学	1(30)	1(30)	0		生命維持を助ける技術Ⅱ	1(30)	1(30)	0	
		人間関係論	1(15)	1(15)	0		考える生活援助技術	1(30)	1(30)	0	
		文化と生活	1(30)	1(30)	0	地域・在宅看護学	地域・在宅看護入門	1(30)	1(30)	0	
		看護臨床英語	1(15)	0	1(15)		地域と暮らし	1(30)	1(30)	0	
	小 計		8(180)	6(150)	2(30)		家族看護	1(15)	1(15)	0	
	専門基礎分野	機能・人体の構造と発達	人体の構造	1(30)	1(30)		0	療養生活を支える技術	1(30)	0	1(30)
人体の機能			1(30)	1(30)	0		療養生活を支える多職種連携	1(30)	0	1(30)	
生化学・栄養学			1(30)	1(30)	0		成人看護学	成人看護学概論	1(15)	1(15)	0
疾病の成り立ちと回復の促進		疾病の成り立ちⅠ	1(30)	1(30)	0	成人看護学方法論Ⅰ		1(30)	1(30)	0	
		疾病の成り立ちⅡ	1(30)	1(30)	0	成人看護学方法論Ⅱ		1(30)	1(30)	0	
		疾病の成り立ちⅢ	1(30)	1(30)	0	がん看護		1(30)		1(30)	
		疾病の成り立ちⅣ	1(30)	1(30)	0	老年看護学	老年看護学概論	1(15)	1(15)	0	
		疾病の成り立ちⅤ	1(30)	1(30)	0		老年看護学方法論Ⅰ	1(30)	1(30)	0	
		疾病の成り立ちⅥ	1(15)	1(15)	0		老年看護学方法論Ⅱ	1(30)	1(30)	0	
健康支援と社会保障制度		臨床薬理学	1(30)	1(30)	0	小児看護学	小児看護学概論	1(30)	1(30)	0	
		公衆衛生学	1(15)	0	1(15)		小児看護学方法論Ⅰ	1(30)	1(30)	0	
		社会福祉	1(30)	1(30)	0		小児看護学方法論Ⅱ	1(15)	0	1(15)	
		関係法規	関係法規	1(15)	0	1(15)	母性看護学	母性看護学概論	1(30)	1(30)	0
			医療倫理	1(15)		1(15)		母性看護学方法論Ⅰ	1(30)	1(30)	0
			小 計		14(360)	12(330)		3(45)	母性看護学方法論Ⅱ	1(30)	0
				専門分野							
					精神看護学	精神看護学概論	1(30)	1(30)	0		
						精神看護学方法論Ⅰ	1(30)	1(30)	0		
						精神看護学方法論Ⅱ	1(15)	0	1(15)		
						看護の統合と実践	医療安全・看護管理	1(30)	0	1(30)	
							災害看護	1(30)	0	1(30)	
							臨床看護の実践	1(30)	0	1(30)	
							看護の探求	1(30)	0	1(30)	
						小 計		31(840)	22(600)	10(270)	
						臨床実習	基礎看護学実習	2(90)	2(90)	0	
							地域・在宅看護論実習	2(90)	0	2(90)	
					成人看護学実習		2(80)	0	2(80)		
					老年看護学実習		2(80)	0	2(80)		
					小児看護学実習Ⅰ		1(40)	1(40)	0		
					小児看護学実習Ⅱ		1(40)	0	1(40)		
					母性看護学実習		2(80)	0	2(80)		
					精神看護学実習		2(90)	0	2(90)		
					統合実習		2(80)	0	2(80)		
					小 計		16(670)	3(130)	13(540)		
							合計	1 年次	2 年次		
講義単位数（時間数）							53(1380)	38(1035)	15(345)		
実習単位数（時間数）							16(670)	3(130)	13(540)		
合 計							69(2050)	41(1165)	28(885)		

准看護科「別表2」

教育内容				時間数	1 年次	2 年次
基礎分野	論理的基礎 人間・社会	エンカウンター	15	15	0	
		ナースのための文章力	20	20	0	
		人と暮らし	15	15	0	
		看護と情報	20	20	0	
	小 計		70	70	0	
専門基礎分野	と働き の仕組み	人体の仕組みと働きⅠ	15	15	0	
		人体の仕組みと働きⅡ	30	30	0	
		人体の仕組みと働きⅢ	30	30	0	
		人体の仕組みと働きⅣ	30	30	0	
	栄養		35	35	0	
	薬理	薬理Ⅰ	35	35	0	
		薬理Ⅱ	35	0	35	
	疾病の 成り立ち	疾病の成り立ちⅠ	15	15	0	
		疾病の成り立ちⅡ	30	30	0	
		疾病の成り立ちⅢ	30	30	0	
		疾病の成り立ちⅣ	30	30	0	
	保健医療福祉の仕組み・看護と法律		35	0	35	
	小 計		350	280	70	

教育内容				時間数	1 年次	2 年次
看護概論	基礎看護技術	医療倫理・看護倫理	30	30	0	
		看護概論・災害看護	35	35	0	
		(在宅看護)	(5)	0	(5)	
基礎看護技術	コミュニケーション技術	35	35	0		
	看護過程の基礎	35	35	0		
	生活を支える技術Ⅰ	30	30	0		
	生活を支える技術Ⅱ	30	30	0		
	生活を支える技術Ⅲ	30	30	0		
	診療を支える技術Ⅰ	35	35	0		
	診療を支える技術Ⅱ	35	35	0		
臨床看護概論	(在宅看護)	(15)	0	(15)		
	臨床看護概論Ⅰ	33	33	0		
	臨床看護概論Ⅱ	35	35	0		
(在宅看護)		(2)	0	(2)		
在宅看護		27	0	27		
成人看護	成人看護Ⅰ	15	15	0		
	成人看護Ⅱ	15	15	0		
	成人看護Ⅲ	30	30	0		
	成人看護Ⅳ	15	15	0		
	成人看護Ⅴ	30	30	0		
	成人看護Ⅵ	17	17	0		
	成人看護Ⅶ	28	28	0		
	成人看護Ⅷ	21	21	0		
	(在宅看護)	(4)	0	(4)		
老年看護	35	35	0			
母子看護	母子看護Ⅰ	35	0	35		
	母子看護Ⅱ	34	0	34		
	(在宅看護)	(1)	0	(1)		
精神看護	精神看護Ⅰ	35	0	35		
	精神看護Ⅱ	35	0	35		
小 計		735	569	166		
臨地実習	基礎看護	210	210	0		
	成人看護	385	0	385		
	老年看護	70	0	70		
	母子看護	70	0	70		
	精神看護	70	0	70		
	小 計	735	210	525		
総 合 計		1890	1129	761		